



名南東支部だより

VOL 90
2020/6

名南東支部 通常総会開催



新役員のみなさん



退任役員表彰状贈呈

令和2年度支部通常総会が4月21日、ストリングスホテル八事において開催されました。今年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されたため、一部役員以外の会員の皆様には、委任状による対応をお願いしましたところ、306名の会員の皆様にご協力を得られ、開催できましたこと、ならびに第1号議案（事業報告承認の件）、第2号議案（決算報告承認の件）、第3号議案（役員選任承認の件）まで、全て原案通り承認可決されました事につきまして、役員一同深く感謝いたしております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

本年度は、愛知宅建本部の岡本大忍会長をお招きし挨拶をいただき、村上尚彦支部長より本部報告を詳しく行っていただきました。議長に西川純二副支部長を選出し、諸役指名が行われたのち、議事に入りました。役員改選の時期でもあり、新役員の紹介もありました。また、退任役員を代表して飯嶋俊彦氏に表彰状と記念品を贈呈いたしました。

★新支部長新任挨拶



村井 欣宏 新支部長

村上尚彦支部長が5月26日の本部総会当日に開催された新役員の理事会にて専務理事就任に選任されました。これに伴い、村上尚彦支部長は5月28日の第2回支部幹事会で（支部規則第6条の2第3項に基づき）支部長を辞任され特別支部幹事になりました。第一副支部長でありました私が（支部規則第9条第1項第4号の規定に基づき）支部長に就任することになり、その責務の重さを痛感しております。

世界がコロナショックに見舞われ激動の時期ではありますが、我々協会員は公益社団法人化、宅地建物取引士への名称変更など倫理綱領の遵守・個々の資質向上を社会から求められている立場と思料いたします。様々な変化に対応し、支部事業の円滑な運営に努め更なる発展ができます様に、岡本理事（全国宅建）・伊藤会長（愛知宅建）・村上専務理事（愛知宅建）・支部役員一同努めてまいりますので、会員の皆さまにもご理解とご協力をお願い申し上げます。

「森林経営管理法施行令」の 施行に伴い改正された 宅建業法施行令について 教えてください。

Q & A

所有者不明や境界不明確等の課題が発生している背景を踏まえ、森林の適切な経営管理を確保することを目的として、森林経営管理法（平成30年法律第35号）が平成30年6月1日に公布されました。これに伴い公布された、森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）により、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号。以下、宅建令）についても改正が行われ、平成31年4月1日に施行されます。

①森林経営管理法第7条第3項の規定に基づく経営管理権の効力について

森林経営管理法第4条において、市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適切であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものと規定されています。同法第7条第1項の規定によりその旨の公告があったときは、同条第2項により、市町村に経営管理権が、森林所有者に金銭の支払いを受ける権利がそれぞれ設定されます。同法同条第3項では、設定された経営管理権は、同条第1項の規定による公告の後において当該経営管理権に係る森林の所有者となった者に対してもその効力があるものとされています。

②森林経営管理法第37条第3項の規定に基づく経営管理実施権の効力について

森林経営管理法第35条では、市町村は、

①で記載した経営管理権を有する森林について、さらに民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、経営管理実施権配分計画を定めるものと規定されました。同法第37条第1項の規定によりその旨の公告があったときは、同条第2項により、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、それぞれ設定されます。同法同条第3項では、設定された経営管理実施権は、同条第1項の規定による公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の所有者となった者に対してもその効力があるものとされています。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下、宅建業法）第35条第1項では、宅地又は建物の使用等について法令上の制限がある場合に、購入者等が不測の損害を被ることを防止するため、宅地建物取引業者に宅建令第3条第1項で定める法令に基づく制限を重要事項として説明するよう義務付けています。前記のように、経営管理権及び経営管理実施権については、市町村が定める計画に係る公告があった後に森林の所有者等となった者に対しても効力が及ぶと規定されたことを踏まえ、当該協定の効力に関する法令上の制限を知らなかった場合には、宅地又は建物の購入者等が不測の損害を被る恐れがあることから、宅建業法において説明すべき重要事項として位置付けられました。（文責：服部桂子）